

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第 37 回会合議事録

1 . 日時 平成 18 年 8 月 10 日 ( 木 ) 10:00 ~ 12:45

2 . 場所 委員会大会議室

3 . 議事

( 1 ) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価

( 2 ) 米国産牛肉等の輸入再開をめぐる状況

( 3 ) B S E 対策に関する調査結果について ( 厚生労働省及び農林水産省からの報告 )

( 4 ) 食品残さ利用飼料の安全性確保のためのガイドライン ( 農林水産省からの報告 )

4 . 出席者

( 専門委員 )

吉川座長、石黒専門委員、佐多専門委員、永田専門委員、水澤専門委員、  
毛利専門委員、山本専門委員

( 食品安全委員会委員 )

小泉委員、長尾委員、本間委員、見上委員

( 説明者 )

厚生労働省 桑崎監視安全課長

厚生労働省 蟹江 B S E 対策専門官

農林水産省 杉浦畜水産安全管理課長

( 事務局 )

齊藤事務局長、日野事務局次長、國枝評価課長、境情報・緊急時対応課長、  
中山評価調整官、梅田課長補佐、渡辺課長補佐

5 . 配布資料

資料 1 - 1 牛肉の輸入先国におけるリスク管理の状況等について

- 資料 1 - 2 リスク評価の考え方・評価項目について
- 資料 1 - 3 O I E 陸生動物衛生規約 1 . 3 節 ( リスク分析 ) ( 仮訳 )
- 資料 1 - 4 O I E 陸生動物衛生規約 2 . 3 . 13 章 ( B S E コード ) ( 仮訳 )
- 資料 1 - 5 B S E の地理的リスク ( G B R ) に関する科学運営委員会 ( S S C ) の最終的見解 ( 仮訳 )
- 資料 1 - 6 B S E の地理的リスク ( G B R ) に関する科学運営委員会の意見書改訂版 ( 仮訳 )
- 資料 1 - 7 B S E リスク評価項目一覧
- 資料 1 - 8 メキシコの地理的 B S E リスク ( G B R ) 評価に関する欧州食品安全機関の科学報告書及び作業部会報告書 ( 仮訳 )
- 資料 1 - 9 チリの地理的 B S E リスク ( G B R ) 評価に関する欧州食品安全機関の科学報告書及び作業部会報告書 ( 仮訳 )
- 資料 1 - 10 中国における牛海綿状脳症のリスク分析及び評価 ( 仮訳 )
- 資料 1 - 11 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について
- 資料 2 - 1 米国における対日輸出認定施設等の現地調査結果報告書
- 資料 2 - 2 現地調査結果を踏まえた米国産牛肉の取扱いについて
- 資料 2 - 3 牛海綿状脳症 ( B S E ) 対策本部決定事項
- 資料 3 - 1 B S E 対策に関する調査結果 ( 平成 1 8 年 2 月末現在 )
- 資料 3 - 2 ピッシングに関する実態調査結果について ( 平成 1 8 年 2 月末現在 )
- 資料 3 - 3 B S E 関係飼料規制の強化について
- 資料 4 食品残さ利用飼料における安全性確保のためのガイドライン

## 6 . 議事内容

吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 37 回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日、夏休みということもあって、お忙しいところを専門委員に集まっていたんですけれども、7 名の専門委員が御出席です。

食品安全委員会からは 4 名の委員。見上委員、小泉委員、長尾委員、本間委員が御出席です。

また、厚生労働省、農林水産省の方にもお越しいただいております。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧ください。

会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料の「第37回食品安全委員会ブロン専門調査会 議事次第」がございますので御覧ください。

それでは、議題に入る前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

中山評価調整官 それでは、資料の確認をさせていただきます。その前に、簡単でございますが、御報告させていただきたい事項がございます。

先月の7月1日に食品安全委員会の委員の改選がございまして、寺田雅昭委員、見上彪委員、小泉直子委員、本間清一委員が再任され、長尾拓委員、野村一正委員、畑江敬子委員が新任となりました。委員長は寺田委員、委員長代理は見上委員でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

また、8月1日付けで事務局の人事異動がございまして、事務局次長の一色が異動しまして、後任としまして日野が着任しております。

また、リスクコミュニケーション官の西郷が異動しまして、後任として永田が着任しておりますので、御報告させていただきます。

それでは、本日の配付資料を確認させていただきます。本日は、合計で18点となります。

まず、議事次第がお手元にございまして、座席表がございます。

次に資料1-1としまして「牛肉の輸入先国におけるリスク管理の状況等について」ということで、29ページまでございます。

資料1-2としまして「リスク評価の考え方・評価項目について」。15ページまでございます。

資料1-3でございますが、OIEの陸生動物衛生規約2006年抄訳、リスク分析でございまして、6ページまでございます。

資料1-4でございますが、OIEのBSEコード2006年(仮訳)でございまして、15ページまでございます。

資料1-5でございますが「BSEの地理的リスク(GBR)に関する科学運営委員会(SSC)の最終的見解(仮訳)」としまして64ページまでございます。

資料1-6でございますが「BSEの地理的リスク(GBR)に関する科学運営委員会の見解改訂版」としまして10ページまでございます。

資料1-7でございますが「BSEリスク評価項目一覧」ということで、1枚紙になっております。

資料1-8でございますが「メキシコの地理的BSEリスク(GBR)評価に関する欧州食品安全機関の科学報告書」の仮訳で、38ページまでございます。

資料 1 - 9 でございますが「チリの地理的 B S E リスク ( G B R ) 評価に関する欧州食品安全機関の科学報告書」の仮訳で、39 ページまででございます。

資料 1 - 10 でございますが、これは「委員限り」となっております。「中国における牛海綿状脳症のリスク分析及び評価 ( 仮訳 ) 」でございます。75 ページまでになっております。これにつきましては、仮訳した報告書を本調査会において使用する承諾が得られておりませんので、専門委員の先生方だけの配付となっております。

資料 1 - 11 でございますが「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について」ということで 5 ページまででございます。

資料 2 - 1 でございますが「米国における対日輸出認定施設等の現地調査結果報告書」ということで 77 ページまででございます。

資料 2 - 2 でございますが「現地調査結果を踏まえた米国産牛肉の取扱いについて」。厚生労働省の報告でございますが、3 ページまででございます。

資料 2 - 3 でございますが「牛海綿状脳症 ( B S E ) 対策本部決定事項」ということで、1 枚紙でございます。

資料 3 - 1 でございますが「B S E 対策に関する調査結果 ( 平成 18 年 2 月末現在 ) 」。これも 1 枚紙でございます。

資料 3 - 2 でございますが「ピッシングに関する実態調査結果について」。これも 1 枚紙でございます。

資料 3 - 3 でございますが「B S E 関係飼料規制の強化について」ということで 7 ページまででございます。

資料 4 でございますが「食品残さ利用飼料における安全性確保のためのガイドライン」ということで 7 ページまででございます。

あと、机の上にカナダ諮問参考資料、アメリカ諮問参考資料、プリオンのリスク評価に係る補足資料。米国・カナダ諮問に係る補足資料というのがファイルでとじられております。

資料の不足等がございましたら、お申し付けください。

それでは、よろしく願いいたします。

( 報道関係者退室 )

吉川座長 資料 1 - 1 から資料 4 まで計 18 点ということですのでけれども、お手元にございますか。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事次第では、1番目に自ら評価が議題となっていますけれども、少し順番を入れ替えて、先に米国産牛肉の輸入再開をめぐる状況の方を扱って、順次報告審議をした上で、最後に自ら評価の案件について、前回に引き続いた議論を進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、この件に関して、厚生労働省、農林水産省の両方から報告をいただくこととなりますけれども、これまでの経緯等について、事務局から最初に説明をお願いします。

梅田課長補佐 これまでの経緯について簡単に御説明申し上げます。

前回、6月22日の第36回プリオン専門調査会におきまして、今年1月に起こりました、脊柱の混入事例からのこれまでの経緯について管理機関側から報告をいただいたということでございました。

その後、御案内のとおり、管理機関側が米国の日本向け認定施設に対しまして、現地調査を行ってございます。

その報告については、7月27日の第154回食品安全委員会におきまして御報告をいただいているところでございますが、本日改めまして管理機関側から御報告をいただく予定になってございます。

また、前回、食品安全委員会で報告いただいたときの概要について簡単に御紹介させていただきます。

委員の方からは、何点か御指摘がございました。主なものを御紹介申し上げますと、今回、報告をいただきますが、現地調査の結果、幾つかの指摘事項があったということで、この件について4月から5月に行われた米国側のレビューで見つからなかったのはどうしてかという御質問。管理側の方からは、レビューの後の事例として企業合併等の事情があったという御説明がございました。

また、脊柱混入問題が構造的な問題であったかどうかということについても御質問がございまして、この件に関しましては、特異的な事例であるという米国側の主張がされてきたわけでありまして、その点については理解できるものの、構造的ではないとはっきりと言える状況にはないということで、管理側としては引き続き検証していくことで、米国側のシステムの信頼性を高めていきたいという御回答をいただいております。

また、脊髄処理の状況について、きちんと確認してきたかという御質問もございまして、これについては確認してきたという御回答をいただいております。

また、再開後に問題が生じたときの対応につきましては、これまでの調査からどのように判断していくかについての情報はかなり集積してきたことを踏まえまして、万一問題が

生じた場合には、こうした情報を参考にその時点で適切な対応を講じていきたいという御回答をいただいております。

そのほか、水際検査の内容であるとか、あるいは今回の指摘事項について、決して軽視できない事例ではないかということで、国民に不安を与えるものだということから、今後是非監視をしっかりと、国民への情報開示もしっかりやってもらいたいという御意見がございました。

そういう御議論を踏まえまして、今後とも対日輸出プログラムの遵守を確保するために、十分な努力をされるようお願いするという。また、適宜検証を行った場合には、必要に応じて適宜御説明をいただくとともに、国民への説明についてもしっかりとやっていただきたいということでまとめられたところでございます。

それから、その際に使用されました資料につきましては、御案内のとおり、既に先生方には送付させていただいているところでございます。

したがいまして、本日は、資料の説明については、なるべく簡潔に行っていただくようお願いしておりますので、その後、質疑応答の方をよろしくお願ひしたいと思います。

本日は、説明者といたしまして、厚生労働省から桑崎監視安全課長、また蟹江BSE専門官、それから農林水産省からは杉浦畜水産安全管理課長にお越しいただいております。よろしくお願ひいたします。

吉川座長 それでは、説明の方をお願ひいたします。

桑崎監視安全課長 御紹介いただきました厚生労働省の監視安全課長の桑崎でございます。

それでは、座長、もう説明に入ってよろしゅうございましょうか。

吉川座長 はい。

桑崎監視安全課長 お手元に資料2-1「米国における対日輸出認定施設等の現地調査結果報告書」がございます。今、事務局から簡潔にという御指示もいただきましたので、簡潔に御説明をさせていただきます。資料の3ページから御説明を申し上げます。

今回の調査でございますが「I. 調査日程等」にも書いてございますが、期間としては約1か月、6月24日～7月23日までの間で実施いたしました。対日輸出認定全35の施設、これはと畜場、食肉処理場を対象としたものですが、その施設につきまして、米国側が講じている措置の適切な実施や遵守について検証を行うことというのが1点目です。

もう一つですが、生産段階における農場等の調査についても併せて実施してございます。これにつきましては、別途、農林水産省の方から御説明を申し上げたいと思います。

調査日程のところにも書いてございますが、全 35 をやったわけでありましたが、実施者としては厚労、農水の混成チームということで 3 チーム派遣してございます。大体 1 チーム 3 名～ 4 名というメンバー構成でございました。

「II. 施設調査の結果」に移ります。

今回は、事前調査という位置づけでございまして、対日輸出処理が始まる前の調査でございますので、対日輸出処理の実際を見るということにはできないという制約がございましたけれども、そういう中で、主としてマニュアル等の整備の状況、更には記録の整備状況、施設側の管理体制について確認してまいりました。

また、1 の後段にも書いていますが、例えば対日輸出でしかやらないような A 40 の確認ということにつきましては、デモンストレーションの実施をしてございますし、更には国内向けと同じ工程については、実際に現場に入って、実際の処理作業を確認してまいりました。

勿論、ここに書いてございますとおり、検査員更には従事者に対してインタビューによる調査を行ったところでございます。

「(1) 対日輸出適格品リストに関する調査」ということで、ここも 1 月 20 日の事案を受けて、アメリカ側が輸出国別に輸出が可能な製品について施設ごとにリストを作成させるというのが新たな追加措置で入りました。

これにつきましては、そのリストを輸出の際に確認して審査の資料とするということで、そういう意味でいくと、輸出時の書類審査の厳格でありますとか、更には強化を図るための措置でございます。

これにつきまして、3 ページ目の の方に書いてございますけれども、まずはリストがちゃんと作成されているかどうか、それがマニュアルに適正に記載されているかどうかについて確認いたしました。

それから、輸出に当たりまして、 に書いているような手続についてもきちんとマニュアルに記載されているか確認をさせていただきました。

も新たな追加的な措置ということで、部分肉処理施設というのは、要するにと畜場から枝肉が送られてきて、そこでカットする施設についてもここに記載されておりますとおり、きちんと仕入れ先のリスト、更には仕入れ先ごとに仕入れ可能な製品のリストというのを作成することになっておりまして、これについてもきちんとマニュアルに記載されているかについて確認してまいりました。

「(2) 対日輸出プログラムに関する調査」でございますが、ここに書いてございます

とおり、各施設におきまして、マニュアルに組織、運営管理等の体制が確保されているかどうか。SRMの除去等の対日輸出プログラム上必要とされている条件をちゃんと書いてあるかどうか。作業手順書もきちんとなっているかどうか。更には輸出条件について施設の役職員への周知が徹底されているかどうか。更には現場にはと畜検査員が常駐しているわけでありましたが、その検査員の検査体制が整っているかどうか。これは勿論検査員が研修を受けまして、必要な知識があるかどうかということについても一応チェックをしてございます。そういうことについて確認してまいりました。

「SRMの除去」ということでございます。SRMの除去、SRMの範囲については、日本の国内規制と同じ範囲ということで条件が設定されておりまして、そのような内容がきちんとマニュアルに記載されているかどうかということ。

更には、先ほども御説明申し上げましたが、実際にと畜現場に入りまして、通常のと畜解体処理の工程なり、先ほどいいましたように、場合によってはデモンストレーションで適切な処理について確認したということでございます。

「牛の月齢確認」ということでございます。これも条件で20か月齢以下の牛由来であるということが条件で決まっているわけでありまして。

これにつきましては、月齢の判別の手法ということで、1つは生産履歴で確認をする手法が1つ。

これも前から御報告申し上げておりますが、生理学的成熟度（A40）を活用して月齢の判別をする。少し補足をいたしますと、背骨のところの棘突起の先端部分の軟骨の骨化の度合を見て月齢を判別する手法でございますが、こういう2つの月齢確認法があります。

生産履歴があるものについては、20か月齢以下の牛の由来であることが、対日輸出条件となっておりますので、月齢が確認されている牛を受け入れる際の確認の手段についても確認してまいりましたし、A40についても、その記録を確認してまいりましたし、実際にデモンストレーションで確認しています。

「日本向けの牛肉の分別／識別」ということで、今、申し上げましたとおり、対日輸出基準が決まっているわけでございますので、他の製品との区分が重要になっております。そこがしっかりやられているか、その手法はどうかということについても、ア、イ、ウ、エに記載していますが、そういう内容について確認を行ってまいりました。

5ページ目の「米国側による監査」ということで、と畜場の対日輸出プログラムの中で生産記録によって20か月齢以下ということが確認できる牛の搬入可能なフィードロットにつきましては、そのと畜場のプログラムの中に確認を盛り込んでいる例がありまして、



その場合には、フィードロットに対してと畜場側が定期的な監査を行うということで、それによって適切に実施されているかどうか確認することになってはいますが、それについても適切に行うかどうか確認してまいりました。

「（３）調査結果」でございます。

前段に記載してございますが、調査の結果、調査対象となった対日輸出認定施設 35 施設のうち 21 施設においては、適切に処理されている。14 施設については、以下に述べますような問題点が確認されたわけでございます。

「 企業合併によりマニュアルが大幅に変更手続き中であったもの」。これは 6 月 1 日に吸収合併された施設がございまして、品質管理体制が吸収合併した新たな会社のものに変更手続きということでございました。その施設が 1 か所ございました。

でございますが、先ほど御説明申し上げましたが、SRM の範囲については日本の国内規制と同様ということでございますが、日本の国内規制は、頭部につきましては、舌とほほ肉を除いて SRM の扱いにしております。

そういう中で、対日輸出適格品リストに対日輸出できない唇の肉が記載されていたという書類上の不備がございました。

なお、この施設については、対日輸出の計画もなく、実は輸出の実績もないということであります。

になりますが、小腸及び第四胃ということについては、SRM ではございませんので日本に輸出できることになりますが、その処理設備が未整備であった。または具体的な処理手順が定められていないにもかかわらず、当該施設からの対日輸出適格品リストに掲載されていたという書類上の不備がございました。

なお、この施設につきましても、対日輸出の計画はなく、実績もないということでございます。

になりますが、対日輸出適格品リストには記載されていないため実際に輸出できないが、マニュアルに対日輸出できない唇、舌根部の筋肉の処理手順が記載されていたという書類上の不備があったものがございました。

になりますが、と畜解体工程におきまして、一部の枝肉の仙骨部分に脊髄が少量残留していたものが確認されました。

ちょうど仙骨の部分でお尻のカーブの部分だろうと思いますが、確かに実際上は取りにくいかもしれませんが、そういうことが見受けられたということで、これは従事者の技術的な問題ということで、それがきちんとできなければいけないのですが、そういうとこ

ろも見受けられたということでございます。

で、月齢確認牛の受け入れの資料でございますが、供給者の認定リストが最新ではなかったという書類上の不備というものがございました。なお、この施設についても対日輸出の実績はないということになっています。こういう状況でございました。

「2 米国側の再調査における指摘事項の改善措置の実施状況」ということで、1月20日の事案を受けて、本当に当該2施設だけが問題なのか、その他は問題ないのかということについて我々は問題意識を持っていたわけでありますが、問題を起こした施設以外の対日輸出施設につきまして、米国側が4月から5月にかけてレビューを実施いたしました。

その際の指摘事項について改善が実施されているかということについても確認をさせていただいたということでございます。

「3 既に対日輸出された製品の対日輸出プログラムへの適合状況」ということで、昨年12月に解禁いたしまして、1月までの間に、実際に日本に牛肉が輸出されているわけですが、それが本当に問題がなかったかということについて、実際に輸出を行った25施設について、その記録を確認し、対日輸出プログラムが遵守されているかどうかということについて検証してまいりました。

その結果でございますが、1施設で、認定前にと畜された牛肉が含まれていたことが確認されたわけでございます。これにつきましては、我が方の調査で、更にアメリカ側の調査で20か月齢以下であるということ、更にはSRMが除去されていたということについては記録で確認していますが、手続上のミスがあったということでございます。後ほど農場の話の説明申し上げますが、こういう調査結果でございました。

この調査結果を踏まえまして、資料2-2を御覧いただきたいと思えます。併せて資料2-3にも一部を除きまして同様の記載になってございますが、7月27日にリスク管理機関、厚生労働省及び農林水産省として現地調査を踏まえまして米国産牛肉の取扱いについて決定いたしました。その内容が資料2-2でございます。

かいつまんで御説明を申し上げますと、まず「1.調査結果への対応」でございまして、今回の調査におきましては、調査対象35の施設中20施設においては特段の問題はなかったということで、対日輸出リストに掲載する。

残り15ですが、先ほど我々の調査で問題点が発見されたということをお説明申し上げましたが、残り15の施設の調査結果を踏まえまして、一番最初に御説明申し上げましたが、企業合併があって、マニュアルは改定中であるという施設については、米国側が査察を行い、日本が確認するまでの間はリストに掲載しないということにしてございます。

これにつきましては、アメリカ側が整備ができ、査察を行うという報告が入りましたので、日本側も担当官を現地に派遣して、現在、確認をしている最中でございます。

の認定前にと畜牛肉を出荷した1施設という取扱いでございますが、これにつきましては、当該施設における対日輸出プログラムの遵守を確認するため、輸入手続再開当初、通常は常駐しないAMSの職員を一定期間常駐させ監視を行う。

更には、その後にもう一度査察を行って、遵守状況の監視及び評価を行う条件付きでリストに掲載するというようにしています。

になりますが、このほかの13の事例につきましては、既にこれらの施設で是正措置が講じられているということ、改正されたマニュアル、更には米国政府が確認した旨の報告ということで日本側が確認できましたので、対日措置に掲載することにいたしました。

「2 今後の対応」でございますが、調査対象施設の35のうち34につきまして輸入手続の再開を認める。先ほど言いましたように、うち1施設については、AMSの職員が常駐して監視するという条件付き認定になっているわけです。

今後、半年間は米国側の対日輸出プログラムの実施状況を検証する期間という位置づけとして、この期間中は米国側は新たな認定を行わないとしてございます。

今回、事前の調査に行ってまいりましたが、輸入手続再開後は、通常査察も実施いたしますし、更には米国側が実施いたします抜き打ち査察に同行することにしておりまして、そういうことによりまして、対日プログラムの遵守状況を検証することにしております。

昨年12月から本年1月までの間に、米国から輸出された牛肉がありまして、まだ港に滞っている未通関の牛肉がございます。これにつきましては、先ほども御説明しましたが、米国側の調査で問題がなかった。更には日本側の調査でも問題がないことを確認いたしましたが、今後、念のために、新たに対日輸出される牛肉について一定期間問題がないということを確認した上で、滞っている貨物についても輸入を認めることとしておりまして、その際には、現在、新たに対日輸出される牛肉についても実施をしてございますけれども、輸入業者の協力を得て、全箱空けてSRMが含まれていないか確認することにいたしました。

「3 輸入時の検査の強化等」でございます。先ほど御説明いたしましたが、米国側の新たな措置ということで、施設ごとに対日輸出ができる品目のリストが作成されているということでありまして。それについては、日本側にも情報提供いただきまして、そのリストを活用いただきまして、製品の適合性を輸入時で確認するとともに、現在も実施していますが、当面輸入業者の協力を得て、全箱開封してSRM部分が入っていないか確認すること

にしています。

更に、今一度輸入業者に対して、輸出プログラムの周知徹底を図るということで、これまでも2回講習会を実施していますが、そういうことを通じて、輸入業者の自主管理の推進を図ることも行いました。

以上が7月27日に厚生労働省及び農林水産省、農林水産省の方は資料2-3でございます。

農林水産省の方は、BSE対策本部の決定事項となっております。同様の決定をさせていただいたということでございます。

それから、ちょっと説明が落ちましたが、資料2-1で、後ろの方にリストが載っております。8ページ目になります。実際にどういう点検をしてきたかということでございまして、ここに書いてあるような調査項目について確認し、整理をしたわけでございます。

ざっと御覧いただくとわかりますが、まずは品質管理システム全般についてマニュアルがあるかどうかも含めて点検をする。更には文書管理、記録。

9ページ目になりますが、人的資源-能力、認識、訓練ということで、トレーニングや必要な知識を有しているかについてもチェックするというところでございます。

9ページの下に書いてございますが、「識別表示とトレーサビリティ」ということについても対日輸出施設、対日輸出製品につきましては、製造加工プロセスの中でトレーサビリティが確保されているということでございますので、それについても確認をしてまいりました。

ちょっと説明を省きますが、こういう表を確認しながら点検をしてきたわけでございます。

8ページ目の右側の方に調査結果で1~7と書いてございます。これは施設の番号でございまして、これがずっと35まであります。

それから、チェックが入ってございます。例えば8ページ目の「特定製品条件」のところにチェックが入っている。これは指摘事項があったところについてチェックを入れてございます。チェックが入っていないところについては、今回の調査では問題がなかったということでございます。

ずっと御覧いただきますと、13ページ目のところでございます。一番下の欄に「指摘事項」というのがあって、右側の欄に 、 、 という記載がされてございます。

は何かというと、先ほど説明いたしました一部の枝肉の仙骨部分に脊髄が少量残っていたというのはこの施設であったと整理をさせていただいております。

38 ページになりますが、併せてH A C C P プログラムについてもチェックを実施いたしました。

御承知のとおり、アメリカはH A C C P の導入が義務づけされているということでありますので、これについても確認をしているわけでありますが、アメリカ側は常駐している検査官が定期的に計画的にこれについてチェックをしているということで、併せて我々もチェックをしまいいりました。

これについては、チェックが入っておりませんので、特段の問題点がなかったということでございます。

以上、非常に取り急ぎでしたが、簡潔に説明させていただきました。引き続き農林水産省の方から説明申し上げます。

杉浦畜水産安全管理課長 農林水産省消費安全局畜水産安全管理課長の杉浦でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、引き続きまして「 . 農場及び飼料工場調査の結果」について御報告させていただきます。

資料 2 - 1 の 6 ページから 7 ページにかけてでございます。農場及び飼料工場における生産記録の受渡し、飼料給与実態等を確認するために、農場 5 施設、飼料工場 2 施設及びレンダリング工場 1 施設の現地調査を行ってまいりました。

生産記録の受渡しにつきましては、我が国に輸出される牛肉の 1 つの条件でございます 20 か月齢以下という条件を満たすために、生産農場において生産記録がどのように伝達されているかを確認する観点から調査をしまいいりました。

飼料給与実態につきましては、昨年 12 月にいただいた答申の附帯事項の 1 つとなっております飼料規制が遵守されているか否かを確認するために調査を行ってまいりました。

まず、農場における生年月日の確認の状況でございますけれども、今回、調査いたしました農場 5 施設におきましては、P V P または Q S A というプログラムに基づいて生年月日の確認が適正に行われておりました。

繁殖農場 2 施設におきましては、分娩期間における日々の巡視により個体ごとに生年月日を確認するという方法で、それから 1 施設においては、分娩期間の最初の日または最初の分娩日を群全体の生年月日とするという方法で生年月日が特定され、耳票の装着、野帳への記録によって生年月日が記録されておりました。

フィードロット 2 施設におきましては、導入元の繁殖農場から生年月日を証明する宣誓書を受け取るということで生年月日の確認が行われておりました。

それから、これらのプログラムに基づき認定されていた農場に対しては、プログラム管理会社により査察が行われておりまして、不適切な管理が発見された場合には一定期間内に是正されない場合には、当該農場が認定リストから削除されるシステムになっていました。プログラム管理会社に対してもU S D Aによる同様の査察が行われておりました。

次に「(2) 飼料給与実態等」でございますけれども、農場、配合飼料工場、レンダリング工場におきまして、飼料の製造、出荷及び給与の実態並びに飼料規制の遵守状況についての調査を行ってまいりました。

具体的には、飼料の製造、運搬、保管設備の確認、それから実際に製造された製品や給与されていた飼料の目視等による確認、文書の確認並びに管理者等へのヒアリングを行った結果、7ページの上の ~ にございますけれども、調査の対象となった5農場においては、動物性タンパク質が給与されておりました。

米国におきましては、規則上、反すう動物以外の動物性タンパク質、豚や鶏のタンパク質については、必ずしも牛へ給与することは禁止されていないわけでございますけれども、調査した5農場いずれにおいても動物性タンパク質は給与されておりました。

配合飼料工場2施設におきましては、反すう動物由来の肉骨粉は原料として使われておりませんでした。

レンダリング工場におきましては、反すう動物由来の肉骨粉の製造ラインが専用化され、反すう動物に給与してはならない旨の注意書きを出荷伝票に記載して、出荷しております。

5農場いずれにおいても動物性タンパク質が給与されていなかったわけなんですけれども、この理由といたしまして、肉用牛は、タンパク質含量の多い飼料を必要としないということで、動物性タンパク質を給与することは経済的でないこと、肉用牛、乳用牛を通じて消費者による懸念を考慮した場合に、動物性タンパク質を給与することは有益でないという説明がございました。

なお、調査の対象となったすべてのフィードロットにおきまして、食肉処理施設に牛を出荷する際には、違反飼料を給与していない旨の宣誓書を提出していたことを確認いたしました。

そのほか、今回の現地調査に加えまして、米国食品医薬品局(F D A)の担当官から米国の飼料規制の動向等について聞き取りを行いまして、昨年10月に公表されております飼料規制強化案、30か月齢以上の牛の脳及び脊髄等の高リスク原料について、すべての動物に飼料原料として用いることを禁止する内容の飼料規制強化案につきまして、現在、800

件以上寄せられたパブリック・コメントの分析を行っているところで、経済分析、環境影響評価等の手続も進めた上で、年内には、その内容を最終決定したいという意向を表明しておりました。

以上が、農場及び飼料工場等の調査結果でございますけれども、各調査した施設のチェックリストごとの確認結果につきましては、資料の40ページから42ページにかけてございます。

40ページは、農場5施設の調査結果です。

41ページは、飼料工場2施設の調査結果です。

42ページは、レンダリング工場の調査結果を添付してございます。いずれの施設においても、違反飼料の給与あるいは違反飼料の製造という実態は見受けられませんでした。

また、農場における月齢確認におきましても、いずれの農場においても、輸出プログラムに沿った月齢確認をしていることが確認されました。

以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。ただいまの説明あるいは記載事項について御質問、御意見等はございますか。

どうぞ。

山本専門委員 農場の関係で少し教えていただきたいんですけども、出荷農場を管理するための民間会社というものがあるんですが、これをもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

といたしますのは、農場それぞれを管理してやっていて、それでUSDAがおかしいといったときに、その管理会社がリストから外されていくことになる、おかしかった農場は一体どうなるのか、また別のところからすぐに入るようになるのか懸念されますので、その仕組みを少しわかりやすく説明していただければと思います。

もう一点、今回、生年月日の証明に、PVP、QSAのプログラムに沿ってということでもありますけれども、これは我々が評価したときの時点では、恐らく10%ぐらいしかカバーしていないだろうということだったんですが、その後、その変化といたしますか、増えることがあったのかどうか教えていただきたいと思います。

杉浦畜水産安全管理課長 まず、PVP、QSAというプログラムでございますけれども、農場におきましては、先ほど説明させていただいたような方法で、牛の生年月日の確認、それから耳票の装着、野帳等への記録がなされて、その生年月日の記録がフィードロット等に伝達されていくわけでございますけれども、そういった情報の伝達が確実に行わ

れていることをプログラム管理会社が監視するという仕組みになっておりました。

実際には、ここに書いてございますように、プログラム管理会社が農場に定期的に立入検査を行いまして、今、申し上げましたような情報の記録、伝達が適正に行われているということを定期的に確認しておりました。

適切に行われていない場合には、是正の改善が指導されて、改善されない場合には、その農場は認定リストから削除されるという形で、間違った情報が伝達されないような仕組みになっております。

プログラム管理会社に対しては、U S D A による査察が行われていたわけでございますけれども、当然プログラム管理会社の査察の過程におきまして、U S D A が農場における情報の記録、伝達についても立入検査して確認するというプロセスも含まれておりました。

吉川座長 今回の質問は2つあって、1つは民間会社とは具体的には何なんだという問題と、もう一つはA40と月齢証明についての比率を専門委員会で考えときに、大体10%、10%と考えたけれども、現在、実態としてどの程度の割合になっているのか、そういう質問ですね。

山本専門委員 はい。

杉浦畜水産安全管理課長 具体的に米国で生産される牛肉の何%が、生産記録による20か月齢以下という条件が証明されているのか、あるいはA40という方法により、月齢が確認されているのか、その辺の数字は、調査した時点では、まだ我が国への本格的な輸出が始まっていないということで、具体的な数字は確認できませんでした。

それから、民間会社というのはどういう会社かということですがけれども、先ほど説明いたしましたように、基本的には生年月日の確認、その情報の伝達につきましては、米国の場合には、民間レベルにおいて行われておりまして、ただ、その情報が確実に記録され、伝達されているということを保証するために、U S D A が民間会社の活動を監督するという形で、情報の適切な伝達の確保が行われていたということでございまして、このシステムにつきましては、対日輸出プログラム、E V プログラムの中にも規定されております。

吉川座長 いいですか。

山本専門委員 ありがとうございます。

吉川座長 ほかに質問はございますか。

私から質問があるんですけども、この報告書の中で、査察の結果として35施設のうちの、21施設は適切に処理されて14施設について問題があったとあって、後ろの14施設の番号表等に基づいたそれぞれの問題点というのは指摘されていて、先ほどの資料2-3に



なると、35 施設中 20 施設について、特段の指摘事項がないという記載になっているんですけども、この数字の違いというのは、何を意味しているのでしょうか。

桑崎監視安全課長 14 と 15 の話ですが、今回 2 つの調査をしております、新たな追加措置を含めた、マニュアルの整備を含めた体制ができているのかという調査と、もう一つは、過去に輸出したものについて、本当に問題がなかったのかという 2 つの視点で調査をしています。

前段の方の新たな措置を含めた体制の整備、マニュアルの整備ということについては 14 に問題がありました。

過去に輸出したところについて調査をした結果、認定日以前にと畜したものが紛れ込んでいたというのが 1 施設ありますので、トータルとしては、実は 15 施設について問題があったということで、ちょっと数字を使い分けておりますけれども、15 と 14 の意味合いというのは、そういうふうに御理解をいただければと思います。

よろしゅうございましょうか。

吉川座長 そうすると、単純に言うと、25 ページの No. 16 の施設の に該当したものを含めたものが 15 で、含めていないのが 14 と理解すればいいということですか。

桑崎監視安全課長 はい。

吉川座長 わかりました。ほかに御質問はございますか。

どうぞ。

石黒専門委員 教えてほしいんですけども、これはあくまでも事前調査ですね。それから厚生労働省から出されている資料の 2 ページに書かれていますが、輸入手続再開後の通常調査という言葉が使われていますけれども、実際にやっていない事前調査なんですけれども、今度再開されますと、実際にやっているところを見ることができる。それでかなりはっきりと現場を見ることができると理解していいのでしょうか。事前調査というのは、あくまでもマニュアルのチェックであるけれども、これから再開された場合は、実際の現場を見ることができる。あるいは米国側の抜き打ち調査が加わることによって、本当にやっている処理工程そのものを見ることができるということでしょうか。

もう一つは、その頻度はどの程度おやりになられるのか、教えていただけますか。

桑崎監視安全課長 今、先生の御指摘のとおりでございます、今回の調査は、確かにマニュアルが中心でありましたが、現場に入っていないかということ、先ほど説明しましたけれども、現場にも入って確認できる分は確認しているのが 1 点。

それから、今後、我々が行う予定にしていますのは、定期的実際に処理が始まって以

降、実際の処理現場を確認する調査というのが1つ。

もう一つは、アメリカ側が抜き打ちをするといっていますので、それについて同行して適切にやられているかどうかということを確認する。この2つの調査を今後やる予定にしています。

今後の予定ということについては、まだはっきり決まっていませんけれども、できる限り現地に行って見るという前提で、今、検討しています。スケジュールは、まだこれからです。

石黒専門委員 ありがとうございます。

吉川座長 このスケジュールは、未定であっても、かなりの頻度でプロセスを査察してくるようになるわけですがけれども、そのときまでの査察結果に関しては、やはり食品安全委員会あるいは国民に対して逐次報告をすることになるわけですか。

桑崎監視安全課長 これから行う定期の査察、もしくは抜き打ちに同行して査察をする。その結果については、国民の方々にも情報提供いたしますし、当然ながら食品安全委員会にも御報告させていただくと考えています。

吉川座長 ほかにございますか。

本間委員どうぞ。

本間委員 日本の市場で、アメリカ牛がどれだけ評価されるか大変興味があるところなんですけれども、その生産余力をおたずねします。アメリカに、今、これだけ指定された施設がございます。もし仮にもっと需要が増えてきたときに、今の体制でどれだけぐらいの生産余力があるんですか。今ある認定施設の中で2倍の処理能力というのは、簡単に発揮できるんですか。

桑崎監視安全課長 一番後ろに、調査結果報告書の一番後ろに施設概要という資料を付けています。こういうことで、当然ながら当該施設の処理能力の中で対応することになるということです。

前回は行った施設で、1日最大5,000頭の処理というところもございました。需要が増えた段階で、勿論20か月齢以下の牛がどれぐらい本当にきちんと確保できるのかということが極めて重要なわけですがけれども、そういう処理能力の中で、きちんと20か月以下のものを増やしていけば、それなりに需要には対応できるということになります。あくまでもきちんと日本向けの条件を守っていただいで処理をすることが前提だと思えます。

吉川座長 ほかに、御質問、御意見はございますか。

どうぞ。

佐多専門委員 今回、35施設ですね。「(3)調査結果」に問題のあった施設14施設においては、こういう問題があったというのが、～まで書いてあります。

その中に、なお対日輸出の計画はなく、実績もないというのが幾つかポイントで書いてあるわけですが、ということは、今回リストに挙げた対日輸出認定施設というのは、現在、日本に実績のない施設も手を挙げたということになるんですか。

桑崎監視安全課長 先ほどちょっと御説明申し上げましたが、35挙げているわけですが、今まで、昨年の12月から今年の1月20日まで輸出実績があったところは25なんです。これからどうなるのかというのは別のして、そういう状況であるのは事実でございます。

佐多専門委員 14というのは、実績のなかったところに、そういう問題が見つかったと理解していいんですか。

蟹江BSE対策専門官 ここに記載されています、計画もなく、実績もないというのは、例えば唇の部分ですとか、そういう特定の部位の計画とか実績はないという意味でございまして、ほかのカット肉とか、そういった部分がないということではございません。

佐多専門委員 全く新しく手を挙げたところが、こういう不備があったというわけではなくて、今まで既に輸出の実績があるところでもこういうのが見つかったという意味ですか。

蟹江BSE対策専門官 そういうところもございます。

佐多専門委員 あと後ろの方で、先ほど課長がおっしゃったように、施設概要という中を見ると、輸入牛の搬入というところに、カナダ、メキシコとか、ある、なしという記載があって、結構カナダ、メキシコからの搬入があって、それがと畜処理されていくと読めばよろしいんですか。

つまり、と畜のEVプログラムの基準に沿って処理したものについては、米国産、カナダ産、メキシコ産であろうと、そういうのが入ってくるのは間違いだということですか。

杉浦畜水産安全管理課長 お答えいたします。対日輸出の対象となる牛肉につきましては、日米間で家畜衛生条件を定めておりまして、その中でカナダで生産された牛、メキシコで生産された牛、その他の第三国で生産された牛を原料として、我が国向けの牛肉を生産することについては、特に排除しておりません。

したがって、衛生条件に基づいて、カナダ産、メキシコ産等の生きた牛が処理される可能性がございますので、実際にそういう可能性があるのか、そういうことをしているかどうかについて確認してきた結果をこの欄に記載しているということでございます。

佐多専門委員 だから、その中で処理されたものが、日本向けのEVプログラムに合致

した場合に、日本に輸出されるのかということを知っているんです。

杉浦畜水産安全管理課長 EVプログラムに合致してあれば、輸出される可能性はございます。

佐多専門委員 そうすると、米国産牛肉として、そういう肉も回ってくるということですね。米国産という意味は、アメリカ合衆国で生産された牛を輸出しているのではなくて、あくまでと畜場と食肉処理場で処理された米国産という意味ですか。

杉浦畜水産安全管理課長 家畜衛生条件でいうところの米国産というのは、そういうことでございます。

ただ、我が国に輸入された後、表示の際には当然輸入牛肉であるという表示の上に、もし何国産かということを表示する場合には、最も長く飼養された国の国名を表示することになっていますので、JAS法上は、飼養期間がほかの国よりも短ければ、米国産という表示はできません。

佐多専門委員 あり得るということですね。

もう一つは、農場と飼料工場について調べられていますけれども、数はあまり多くないみたいですが、これを選んだ理由というのはあるんですか。

というのは、農場はアメリカに5施設だけだとはとても思えないし、フィードロットも2施設だけではないですね。だから何らかの理由があると思うんですが、選んだ理由を教えてください。

杉浦畜水産安全管理課長 農場につきましては、限られた期間で、できるだけバランスよく、いろんな種類の農場を調査したいということで、米国側から提案のあった5農場について調査してきたということでございます。

内訳として繁殖1施設、フィードロット2施設、繁殖とフィードロットを両方やっている施設が1施設、酪農・乳用種育成・フィードロットのすべてをやっている施設が1施設ということで、バランスの取れた内訳ということで、米国から提示のあった、これらの農場について調査してきたということでございます。

配合飼料工場、レンダリング工場につきましても、米国から提示のあった配合飼料工場については、牛用の飼料を製造している配合飼料工場ということで、米側から2施設提示があって、それを調査してきたということでございます。

佐多専門委員 事前調査という制約と、時間的に制約があるという意味で、ある程度仕方がないのかもしれないけれども、例えば米国産牛肉として日本に輸出される頻度の高い場所と、それと関係する場所とか、そういう合理的な説明があった方がわかりやすいと思

います。これで終わりではないと理解していますので、今後はそういう形で日本に最も来るところでの調査とか、そういう格好のものに説明ができるようにしていただけるとありがたいと思います。

杉浦畜水産安全管理課長 説明不足だったかもしれませんが、今回調査した農場、飼料工場、レンダリング、いずれも対日輸出に関連する施設を調査してきたということでございます。

佐多専門委員 ちょっとくどいようですが、もう一言だけ言わせていただくと、要するに関連しているのはいいんですけども、どの程度関連していて、どれほど影響があるのか、その辺の理由があって、この施設を選んだと言ってくる方が理解はしやすいんじゃないかと思いますが、ただ、アメリカが指定した部分を調査してきたとか、そういう理由だけでは、ちょっと不十分なのではないかと思ったんです。

吉川座長 先ほどのことに関連して聞いておきたいんですけども、カナダ産に関しては、ここに書いてあるように、月齢のシステムはかなり前から導入されているので、20か月以下という問題について特に月齢証明上は問題ないと思うんですけども、メキシコも同じようなシステムはできているんですか。さっきメキシコから来ようが、カナダから来ようが、その範疇にあるものであれば、EVプログラム化して輸出可だという説明でしたね。

杉浦畜水産安全管理課長 メキシコの場合には、生産記録でもって月齢を確認するという仕組みについては確認されておりませんで、マチュリティー、A40でもって月齢を確認するという形で、メキシコで生まれた牛についても、それを原料とすることを認めているということでございます。

吉川座長 わかりました。ほかにございますか。

どうぞ。

毛利専門委員 7ページの「2 その他」のところですけども、30か月齢以上の牛のSRMをすべての動物の飼料に対して禁止するというのは、非常に重要なことだと思うんですけども、これの実施は、まだ決まっていないわけで、ぜひ確認をして、強く申し入れていただきたいと思います。

杉浦畜水産安全管理課長 農林水産省からは、かなりのハイレベルでも、大臣レベルでも機会あるごとに米国に対して飼料規制の強化というのは、申し入れを行っております。御指摘を踏まえまして、今後とも引き続き米国に対して申し入れていきたいと考えております。

吉川座長 前回、アメリカ、カナダのリスク評価をしたときに、評価結果の中に附帯事項として、今の飼料規制を徹底してほしいという問題と、それから拡大サーベイランスについて継続性を持って、もう少し続けた方がいいという示唆をしておいたんですけれども、今般米国の方から拡大サーベイランスの件に関しては、サーベイランス結果に関しての科学分析とピュアレビューが出て、各委員には、それについての意見をくれということで、事務局の方をお願いしているところで、食品安全委員会としても、できればアメリカの分析内容について、もう一回内々で検討を含めて取り上げてみたいとは思っておりますけれども、消費者を含めてアメリカの汚染と飼料規制の有効性が本当にどのくらいだったのかというのは、まだ多少疑問として残っているところがあるように思いますし、今、毛利専門委員が言われたように、特に成牛の脳及び脊髄をどう処理するかというのは、やはりBSEに対する撲滅措置の最も基本的な有効政策であるということは、ヨーロッパにしても、日本にしても苦い経験の中から学んできたことであって、カナダは踏み切る方向性にかじを切ったという話も聞いておりますし、米国もできれば、今、言ったような格好で飼料規制について積極的に取り組んでもらいたいということは、管理側としても主張していただきたいと思います。

ほかに再開についての質問はいいですか。

どうぞ。

山本専門委員 先ほどの佐多先生の御質問に関連してなんですけれども、メキシコ以外に第三清浄国と書いてありますが、それはどこを差すかというのはわかりますか。

杉浦畜水産安全管理課長 具体的なリストを後で提出させていただくということによるしいですか。

山本専門委員 それで結構です。

吉川座長 では、後でわかったらメキシコ、カナダ以外でどんな国が対象になっているのか知らせてください。

また、先ほど厚労省の方から説明のあった、実際のプロセスについての査察、コンプライアンスとしては、そのエビデンスが一番大事なことになるわけで、当然システムとマニュアル及びリストの管理というのも非常に大事ですけれども、実効性についてまた報告をしていただきたいと思います。

ほかに、御質問はございますか。

どうぞ。

杉浦畜水産安全管理課長 今、後で提出すると申しました清浄国のリストがわかりまし

たので説明させていただきます。

具体的な国名ですけれども、ノルウェー、ハンガリー、アイスランド、メキシコ、ペルー、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、ドミニカ共和国、チリ、北マリアナ諸島、ニュージーランド、ニューカレドニア、豪州でございます。BSEの未発生国であり、かつ口蹄疫についても清浄国である国がこのリストに入っております。

吉川座長 わかりました。政治的対応として米国がそういうスタンスを取っていることはわかったんですけれども、多分そういう名前の羅列をすると、アメリカは4,500万頭の中でどのぐらいのものを占めるのかという、ある程度の数量的なものがないと、横一線に全部並べてA40で判定できれば、全部日本に来るのかという印象を受けると思うんです。

ですから、もしわかれば、実際に米国で年間と畜される牛に対して、それがどのぐらいの割合を占めるものであって、もし対日輸出の35の施設の対象となれば、それがどのぐらいの割合を占めるものかという概算でいいですから、その辺も少し調べて、情報をもらえるとありがたいと思います。

杉浦畜水産安全管理課長 今、申しあげました第三清浄国につきましては、家畜衛生条件上、これらの国から米国に生きた牛の形で輸入された牛を原料として対日輸出用の牛肉を製造するということが、排除しないという形で認められているものでございまして、恐らく、メキシコ、カナダを除きまして、ほとんど生きた牛の形で米国に輸入されて、日本向けに輸出されるというものは、実態としてはほとんどないのではないかと考えております。

吉川座長 どうぞ。

水澤専門委員 今のことなんですが、ここに実際に書いてある数字が大事なわけですね。第三国からの日本向けは、ほとんどゼロですね。1社でカナダからのものが三十数頭の日本向けがあるだけではないかと理解したんですけれども、それでいいでしょうか。すなわち、今後カナダ以外の第三国から入ってくるとなると、また議論になってしまうと思うのです。これらの施設については、他のところから入ってこないのだという理解をしたいと思います。この表に載っていることが現状なんだという理解をしていいのかということなのです。ここでは非常に少ないと思います。

杉浦畜水産安全管理課長 実績としては、そういう頭数になっているということで、今、申しあげました清浄国産の牛を原料とすることは排除されておりませんので、今後、仮にこういった国の生きた牛を使うとしてもわずかでしょうけれども、可能性としては排除されていないということでございます。

水澤専門委員 そうだとしますと何か申し入れた方がいいんじゃないでしょうか。簡単に達成されそうな気がします。メキシコからも実質的にはゼロですね。ですから、申し入れた方が、日本の消費者としては安心ですね。割と簡単に実行できてしまうような感じがします。

梅田課長補佐 たしか、アメリカ、カナダのリスク評価をする際に、侵入リスクとして評価書の別添に掲げておりますけれども、1980年から2003年までの実績として侵入リスクを追っていったかと思うんですが、その際には、実績としてG B R等の評価結果では、オーストリアとかドイツ、ベルギーとございましたけれども、それについては追いかけるの調査がされていて、リスクとして考慮されないということもすべて踏まえた上で評価されたかと思っております。

そういう意味では、先ほどの清浄国ということでは、基準上はいろんな国が挙げられておりましたけれども、実際にアメリカにどれだけ生体牛が入ったかということについては、実績としてはそうないということ。

それから、ここでの評価の中には、そういったことも含めて評価されたということをお願いしたかったんです。

吉川座長 ただ、例えば供給するファームからのトレーサビリティとかを考えれば、米国、カナダは、あのとき両方評価して、特にカナダについての月齢証明は、そのシステムが導入されているということで、それほど違和感はないのかもしれないですけれども、閉じていないから、どこからも機会はあるということは、あのときの評価対象としては考えていなかったと私も思うんです。ですから、それが実質上、日米の貿易に対して寄与する量のものでないなら、トレーサビリティを考えて、例えばA 40について米国のファームとして保証できるものを対象とするということであっても、私はそんなに問題ないんじゃないかと思うんですけれども、そうでもないですか。

E Vプログラム条件の中に第三国を含めるというプログラムがあったと私は理解していません。今、言われた米国が清浄国として認めた国のA 40を排除しないという項目があったとは記憶していないということです。

杉浦畜水産安全管理課長 E Vプログラムでは、米国内でと殺される牛という形で、日本向けに輸出される牛肉の由来が規定されておまして、米国でと殺される牛が、どの国由来であるかという規定はございません。

それで、今、申しあげました清浄国につきましては、家畜衛生の観点からB S Eも口蹄疫も存在しない国からは、我が国へ直接牛肉の輸入が認められている国でもございますの



で、こういった国で生産された生きた牛を原料として使うことも認めているということでございます。

吉川座長 少なくともあのときに、科学的に証明したA40というのは、米国産の牛の肥育方式についてのマチュレーションで、何回かのサンプリングを行った上で、統計的に非正規分布を考えた上で、どれだけのミスがあるかということで保証したと私は理解しているんですけども、それぞれの国で育ったものについて同じようなマチュレーションを生物学的に、もし使うとするなら、その証明を最初に求めなければならないということになりませんか。

杉浦畜水産安全管理課長 メキシコ産から輸入された牛につきましては、と畜場直行牛と申しますが、と殺直前までメキシコで飼養されたものを米国に持って行って、米国でと殺して日本に持ってくるということは認めておりませんで、子牛の状態で米国に持ち込まれて、それで米国の飼養方法で飼養されたものについては、A40を適用できるだろうということで、原料としてと畜場で使われているということでございます。

水澤専門委員 例えば64ページを見ていただきますと、2005年の場合、この会社はメキシコから2万頭以上輸入しているのですけれども、日本向けはゼロなんです。日本向けに輸出している会社の中で、メキシコなどから入れているところは少ないのですけれども、かなり入れているところでも日本向けは、私がさっと見た限りではゼロなんです。多分座長が言われたことは実行されているように思うんです。

カナダからも違う会社ですけれども、1社のみですが、日本に来たのは三十何頭ぐらいしかないと思います。恐らくこれは実行されているのじゃないかと思しますので、それを確認してもらうのが一番大事だと思います。

カナダから来るものは、一応認められているような感じがします。その条件を通過したらっしゃると思うのです。メキシコからは、恐らくそういうふうに処理されていないのじゃないですかね。このとおりだったら、一応安心できるんですけども、もしこの清浄国も含めて、これからどんどん入ってくるかもしれないという説明をされてしまうと、とても、心配になってしまうという状況ではないのでしょうか。現実には、多分大丈夫なんではないですかね。それを確認してもらうということが大事ではないかと思えます。

吉川座長 もう一回確認をしていただだけませんか。月齢証明の付いたものについて、それから月齢システムができていない国であって米国が清浄と認める国について、本当にあのときやった科学的実験のA40がどこまで外挿できるのかということアメリカがEVプログラムに対して考えているのか。

かなりあれは専門家同士の議論があったと記憶していますし、アメリカについても畜場でモデル調査の格好で出てきたデータで、その科学性を問う機会があったと思うので、少しどういうふうに認識しているのか確かめてくれませんか。

杉浦畜水産安全管理課長 わかりました。御指摘の点は確認させていただきます。

吉川座長 ほかにございますか。いいですか。

それでは、10分ずつで質疑に15分とメモには書いてあったんですけども、大分時間を延長してしまいましたけれども、どうも説明ありがとうございました。先ほど言った幾つかの項目については、また報告を含めてよろしく願います。

それでは、かなり遅れてしまいましたけれども、委員の方には、もう一回確かめておきますけれども、米国のサーベイランスについての御意見、考えがあったら事務局の方に連絡をお願いしたいと思いますし、専門調査会としても独自に検討してみたいと思っております。

それでは、日本国内におけるBSE対策に対する調査結果の報告がきているので、事務局の方から説明をお願いします。

梅田課長補佐 昨年5月にとりまとめました我が国におけるBSE対策に係る食品健康影響評価の結果を踏まえまして、厚生労働省及び農林水産省が関連した種々の管理措置を実施しておりますけれども、その管理状況について御報告いただくこととしております。

これにつきましても、先月27日の食品安全委員会におきまして報告をいただいております。関係資料については、既に各委員に送付させていただいております。時間の関係もございまして、簡単に御紹介いただければと思います。よろしく願います。

桑崎監視安全課長 それでは、厚生労働省でございますが、資料3-1、3-2を併せて御説明を申し上げます。

3-1は「BSE対策に関する調査結果(平成18年2月末現在)」ということで、基本的にはSRMの除去を中心とした本年2月の調査結果について御報告申し上げます。

御承知のとおり、SRM除去の徹底というのは、BSE対策の1つの大きな柱でございます。このような定期的な調査を継続するというのは、極めて重要だと認識しております。

また、ちょっと急ぎになってしまいますが、安全委員会からもピッシングの問題について特に指摘をちょうだいしています。これは後ほど資料で御説明申し上げます。

そういう状況の中で「2 調査結果」を御覧ください。牛のと殺をしていると畜場は、161で変わりません。平成7年9月との比較ということで説明申し上げます。

それから、スタンニングと書いていますが、これはと殺時に牛の死体に衝撃を与えて気絶させ、以降、と畜処理工程に入るとのことでございますが、そのスタンニングの状況について御報告しております。

特に(3)の圧縮した空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法ということについては、ピッシングと同様に欧米でも禁止されているということで、これについては日本でやっている施設はございません。ピッシングについては、後ほど説明申し上げます。

それから、牛の背割りによる脊髄の破片防止ということについても御覧をいただくといいわけですが、それぞれの項目について、すべての施設が対応しているということでございます。

特に、次ページの「除去後、高圧水により洗浄している」というところで、154になっておりますが、これについては改善されていると報告を受けております。

それから、牛の特定部位の焼却ということで、これはBSEの検査結果にかかわらず、すべて焼却させているわけでありますが、その焼却の状況について比較してございます。ほとんど変わってございません。

それから、めん山羊のSRMの取扱いということについても報告をさせていただきます。これもあまり変わってございません。

SRMに係るSSOP、衛生標準作業手順書の作成については、すべての施設で作成済みでございます。状況としては、以上でございます。

資料3-2のピッシングでございます。

御承知のように、ピッシングというのは、先ほどスタンニングの後に、その後の処理で牛の足が動いてしまうということがあって、作業の方々が大変危険になるということもあるわけでありまして、そういうことを防止するために、スタンニングの額の穴の中にワイヤーを入れて脳、脊髄を破壊するということによって反射運動をやめさせるということございまして、これについては安全委員会からの指摘がありますとおり、これをやることによって血流を介して脳組織が末端まで回るというデータもございまして、厚生労働省としては、発生当時からこれについては食品安全、及び労働安全の両方の観点から十分に考慮して対策を進めるようにという指導をしております。

その結果でございますが、その前に食品安全委員会からは平成17年5月6日に、ここに記載されておりますとおり、食肉のBSEリスクを更に低減させるため、ピッシングの中止に向けて具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある。こういう御指摘もちょうだいしているわけです。

これを踏まえまして、時系列にいろいろ数字が書いてありますが、昨年の4月に各自治体に対しまして、今後3年間のピッシング中止に向けた取組みの計画をつくるように指示をしてございます。

それについて報告させていただきます。「2 調査結果(平成18年2月末現在)」の「(1)ピッシング中止施設数」でございます。平成16年10月末現在は、中止している施設は45施設、28%でございましたが、これが平成18年2月末時点では、79施設、約50%が中止している。だんだん中止の施設数が増えている状況がおわかりいただけると思います。

「(2)自治体毎の対応」ということで、完全に中止している自治体というのが、平成18年2月末現在で約3割ということでございます。

その下に県名が書いてありますが、宮崎、山口についてはと畜場数が多いわけでありませけれども、既にすべての施設でピッシングを中止しているという報告を受けてございます。

次ページに移ります。

「3 今後のピッシング中止頭数(推計)」ということで、と畜場は処理頭数が決まっておりますので、その推計をいたしますと、一番右側の欄でございますが、平成18年度末時点では、頭数ベースの計画でいくと、約半分ぐらいがピッシングをしていない牛が出回るという計画をつくっております。これについては各自治体に対して計画の適切な遵守ということと、更には前倒しも含めて対応できないかということについて併せて指導しております。

今後とも状況について食品安全委員会に報告をさせていただきますと同時に、自治体に対しては更に強力で働きかけをしていきたいと考えております。

以上でございます。

杉浦畜水産安全管理課長 引き続きまして、BSE関係の飼料規制の強化の状況について御説明させていただきます。お手元の資料3-3を御覧ください。

まず、昨年の5月にいただいた国内措置に関する答申でございますけれども、1枚めくっていただいて下のスライドに抜粋させていただきました。「飼料規制の実効性確保の強化」といたしまして「輸入配混合飼料の原料について届け出がなされることは、牛がBSEプリオンに暴露されるリスクを低減するのに有効である。また、飼料輸入業者、飼料製造業者、飼料販売業者、および牛飼育農家に対する検査・指導体制を強化することは、飼料規制の有効性を検証するために重要である。具体的な目標を設定し、できる限り早く達成する必要がある」という内容の答申をいただきました。

この答申に基づきまして、輸入飼料の交差汚染の防止の強化、飼料の販売業者における規制の徹底、牛飼養農家における規制の徹底を行いました。

まず、3ページ目の上のスライドでございますけれども、輸入飼料の交差汚染の防止につきましては、昨年6月に輸入業者に対する届出義務の対象に、飼料の原材料を追加するという省令改正を行いました。周知期間2か月＋経過措置1か月を得て実施されました。現在までに、381業者から届出がございまして、この届出された飼料原料に反すう動物由来タンパク質が使用されていないことが確認されました。

また、その輸入された配混合飼料等につきまして、飼料35点を飼料検査所で検査・分析いたしました。

昨年1月に中間報告させていただいたときに、目標といたしまして飼料30点を検査すると申し上げましたところ、専門委員の1名から、実際に何件の輸入があって、そのうちの30点を検査したかがわかるように、輸入件数についても確認するようにという御指導がございましたので、今回この届出のあった381業者と、主に単体飼料を輸入する業者に対して調査票を送付いたしまして、314社から回答がございました。

その結果が4ページのスライドでございます。配混合飼料については1,394件、加工単体飼料については15,768件の輸入が調査の結果確認されました。配混合飼料、実際は配合飼料の輸入は認められませんので、混合飼料1,394件のうち18件につきまして検査を行いました。それから、加工単体飼料につきましては17件を検査いたしまして、いずれからも動物性タンパク質は検出されませんでした。

この18件、17件の内訳が、4ページの下のスライドでございます。混合飼料ということで、生菌剤混合飼料、あるいは酵母入り混合飼料等でございますけれども、こういったものが18件。単体飼料といたしましては、大豆かす、乾燥酵母細胞壁、脂肪酸、こういったものにつきまして、合計35点について検査したということでございます。

次に販売業者の規制の徹底でございますけれども、5ページの下のスライドを御覧ください。届出義務の対象となる販売業者に小売業者を追加するという省令改正を昨年6月に行いまして、現在までに3,016の小売業者から届出がございました。これらの小売業者を含む販売業者の監視指導の徹底を都道府県に依頼いたしまして、都道府県は合計331の販売業者の検査を実施いたしました。

6ページの上のスライドでございますけれども、19の販売業者において不適合の事例が確認されました。飼料の販売に係る帳簿の備え付けの不備が14件確認されました。飼料等の保管、輸送等における交差汚染防止対策の不備が5件確認されております。

最後に、牛飼育農家における規制の徹底でございますけれども、これにつきましては、都道府県による農家の立入検査が1,585件行われました。

地方農政局による巡回指導の機会を利用した飼料の使用実態調査を、1,001件実施いたしまして、都道府県による検査の結果につきましては、次の7ページのスライドにございますように、飼料等の保管、輸送等における交差汚染防止対策の不備が25件確認されました。

地方農政局による調査におきましては、1,001件の農場いずれにおいても違反飼料の使用は認められませんでした。

輸入飼料につきましては、18年度も昨年度と同じ30点を目標に検査をしたいと考えております。

地方農政局による牛使用農家の調査につきましては、17年度は1,000件でしたけれども、今年度におきましては、1,500件の農場について調査したいと考えております。

以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。

ここで指摘した、1つはと畜場の、特にピッシングの問題について、指導とその効果について定期的に報告をもらいたいということ。それから、輸入飼料の規制についての強化案と、その実行についてやはり報告をもらいたいというお願いに対して、現状の報告をいただいたわけですけれども、順調に進んでいるというふうに考えたいと思いますし、なかなかこの手の国内での巡視のデータというのは、今まであまり出てこなかったものですから、こういう格好で実際に日本国内で法的に取られたものの実効性がどうなっているのかということも、また消費者に対して知らしていくというのは大事なことだと思いますし、今後も進捗状況等を報告していただければと思いますけれども、どなたか御質問、御意見ございますか。

先日、私、個人的ですけれども、少し北海道の飼料工場とか、と畜場とか、化製場とかを見てきたんですけれども、幾つかの公社で、確かにピッシングをやめて電殺で処理して、非常に有効だという話を聞きましたので、新しいテクニックの移転というか、流布というのも含めて指導していただければと思います。

ほかにございますか。いいですか。

それでは、この件に関しては、また適宜報告をいただくということで、次の議題に移らせていただきたいと思います。「(4)食品残さ利用飼料の安全性確認のためのガイドライン(農林水産省からの報告)」ということで、事務局から説明をお願いします。

梅田課長補佐 農林水産省におきまして、食品残さを利用して飼料を生産する際の安全性を確保するためのガイドラインの策定作業が進められているということでございまして、これに関して御報告いただくこととしております。

この件に関しましても、さきの食品安全委員会で報告をいただいております、関係資料については、既に先生方に送付しているところでございます。

説明の方、よろしくお願いたします。

杉浦畜水産安全管理課長 それでは「食品残さ等利用飼料における安全性確保のためのガイドライン」について御説明させていただきます。

我が国におきましては、食料自給率が主要先進国で最も低い水準になっております。飼料につきましても、原料となる穀物のほとんどを輸入しております。一方、食品の製造、流通過程での大量の食品残さが発生し、その大部分が埋却または焼却されている状況にございまして、飼料自給率の向上は大切な課題となっております。

食品残さ飼料化につきましては、食の大切さを認識し、地球温暖化を防ぐ循環型社会の構築にも貢献するというところで、現在、農林水産省全省挙げて取り組んでいるところであります。

昨年5月に、飼料自給率向上戦略会議が農林水産大臣政務官を議長として設置されまして、更に昨年6月に全国食品残さ飼料化行動会議が設置されまして、その下で安全性ガイドライン検討会が昨年10月に設置されまして、何回か検討を行ってきたところ、7月11日に成案を得ましたので紹介させていただきたいと考えております。

資料の3ページ以降に、このガイドラインの概要を示しております。食品残さの安全性確保のための特有の対策ということで、原料収集時等の異物の分別の徹底、原料排出元の責任の明確化、原料排出元との契約、原料排出元の確認等の規定を設けております。

他業種からの新規参入業者を念頭に置きまして、食品残さ利用飼料に関する飼料安全法の主要な規制を記載しております。時間の関係で詳細についての説明は省略させていただきますけれども、BSEの蔓延防止の観点から注目される点について簡単に説明させていただきます。

6ページの下の方の緑のスライドでございます。縦軸に原料、横軸にどういった動物への飼料利用が認められているかというのを表しているんですけれども、食品製造副産物、具体的には米ぬか、油かす、醤油かすといった、食品の製造で得られる副産物でございますけれども、こういったものを原料として使う場合には、乳、卵由来のものを除きまして、ゼラチン、コラーゲン、豚、家きん、魚介類等を原料とする場合には、大臣確認を受けた施

設で製造されるということが条件になっております。すなわち、反すう動物由来の原料と区別して製造されるということを条件にしております。ただ、余剰食品、調理残さ、余剰食品というのは、飯、パン、麺類、豆腐などの、食品として製造されたが食品として利用されなかったものでございますけれども、こういった余剰食品、調理残さ等を原料として用いる場合には、特に大臣確認は必要としておりません。余剰食品、調理残さにつきましては、人の食用に一旦供されたものということで、安全性が高いということでこのような規定になっております。

最後のページの表でございますけれども、肉骨粉、チキンミール等につきましては、飼料原料として用いる場合には、反すう動物由来のものは現時点では認めてないわけでございますけれども、食品残さについては反すう動物も含む全動物由来のものにつきまして、飼料利用を認めております。その理由といたしまして、先ほど申し上げましたように、一旦人の食用に供されたものということで、安全性が高いということでこのような規定になっております。

ガイドラインにつきましては、特にBSE蔓延防止の観点から、以上のような規定になっております。

この安全性ガイドラインでございますけれども、7月7日に農林水産省のプリオン病小委員会に報告させていただきまして、BSE対策上も有効であるという評価をいただいております。現在、8月17日までの予定でパブリック・コメント中ございまして、8月下旬を目途に関係者に通知する予定となっております。

以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。食品残さを含む再利用に関してのルールができていなかったということで、新しくガイドラインをつくるということで、異物混入、特にBSEとの関連でリスク回避措置として、今、6ページ及び7ページについて説明をいただきましたけれども、どなたか御質問、御意見ございますか。

よろしいですか。

それでは、ガイドラインをつくっていただいたことは非常にありがたいと思います。プリオンがフードチェーンの方に入らないという取組みについて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

済みません。予定より随分と遅くなってしまったんですけれども、前回継続審議になった食品安全委員会が行う自ら評価というものについて、前回各委員の意見をいただいたわけですが、すぐに始めるということではなくて、検討事項を含めて少し準備段階と



しての議論を進めた上で結論を出そうという話し合いであったと思います。

結果については、専門調査会の審議結果として事務局から親委員会である安全委員会の方に伝えていただいております。

それを受けて食品安全委員会の方での審議があったと思いますので、事務局の方から概要について説明していただきたいと思います。

梅田課長補佐 そうしましたら、これまでの経緯等につきまして御紹介させていただきます。資料1-11を御覧ください。「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について」ということで、前回の会議の中でも、そのスキーム等につきましては御説明させていただいておりますが、先ほども御紹介があったように食品安全委員会での議論の内容を含めまして、若干御説明させていただきます。

これまでの経緯としまして、企画専門調査会におきまして、食品安全委員会が自らの判断において食品健康影響評価を行う候補といたしまして、そこに書いてございますように「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価」を行うことについて安全委員会に報告することを決定したということございまして、6月15日にその報告を受けまして食品安全委員会において、まず1回目の調査審議が行われたということでございます。その概要につきましては、1枚めくっていただきまして、議論の概要についてということを書いてございます。詳しい内容については、御覧いただければ結構かと思いますが、最後に書いてございますように、先ほども座長から御紹介がございましたように、当日の会合におきましては、扱いについて結論を出すということについてはしませんでした。プリオン専門調査会にも意見を伺った上で、この委員会の場で改めて議論するということございました。

それを受けまして、6月22日前回ですが、プリオン専門調査会において調査審議をいただいたということでございます。

その概要につきましても、御案内のとおりでございますが、1枚めくっていただいて3ページ目に議論の概要がございます。これらの内容につきまして、食品安全委員会の方に御報告をさせていただいたということで、それが6月29日、安全委員会で2回目の審議ということになります。

その概要が4ページ目でございます。その中を少し紹介させていただきますと、プリオン専門調査会の議論にもございましたが、リスク管理側との関わり方について御指摘がございまして、管理側からもそのお考えについてお聞きしたということでございます。

1つは、リスク管理機関の協力についての件でございますけれども、管理側からの説明

として、そこがございますが、「各国でとらえている B S E に関わるリスク管理措置に関する情報については、公開されているものは食品安全委員会で入手いただくことになろうと思います。その上で、リスク管理機関でなければ入手できないようなものについては、協力をしたい」という御説明をいただいたところでございます。

それを踏まえまして、以下にございますような質疑応答が行われたということでございます。かいつまんで紹介させていただきますと、メキシコ、チリ、中国等の自ら評価の候補となっている国からも牛肉が来ているわけでございますけれども、実際にはどのような取り決めに基づいて輸入されているのかということで、その輸入条件の確認の御意見がありました。

これに対しまして、そこに書いてございますように、家畜伝染病予防法に基づき S R M を含まないという家畜衛生条件を取り交わしているということでございますけれども、メキシコ、チリ、中国のいずれとも S R M を含まないという条件が含まれている御説明がございました。

また、条件を守って輸入するという今までのやり方を続けることでいいのかということについての御質問ですけれども、そこがございますように、B S E が仮に発生したときに、混乱を避けるための現在最低限のリスク管理措置を確保しているという御説明とともに、実際に万一発生したときには、相手国にその後どのような措置を求めていくかにつきましては、安全委員会にも相談しながら決めていくことになるという御説明がございました。

あとそういう御議論を踏まえまして、次のページでございますけれども、自ら評価の取扱いにつきましては、直ちに評価を開始するのではなく、まずはプリオン専門調査会において米国・カナダ以外で牛肉を輸入している国について、情報収集により現状を把握するとともに、輸入牛肉のリスク評価の進め方や評価に必要な項目について議論を進めていただくことになった次第であります。

それを受けまして、本日御議論いただくことになった次第でございます。

そういう流れの中で、今日の御議論をいただくわけでございますけれども、今後の扱いといたしまして、1 ページ戻っていただきますと、参考のところがございますが基本的事項ということで、閣議決定文章がございまして、その中の「3 食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等」が規定されておりまして、( 1 ) 食品健康影響評価の開始前で、自ら食品健康影響評価を行う場合、まさに今、御議論していただくわけでございますけれども、もし評価を行う場合には、委員会は当該評価事項の決定にありまじたりまして、関係者相互間における情報及び意見の交換を行うよう努めるということも

規定されておりますので、こういった、いわゆるリスクコミュニケーションによって国民への情報提供、意見を伺うという手続も必要になるということでございます。

また、本日御議論いただいた内容について、前回の御議論の中では何回か準備段階の議論をしていくということでしたので、それが専門調査会としてお考えについてとりまとめていただいたのであれば、その結果については食品安全委員会の方に報告をいたしまして、最終的に親委員会の方で自ら評価をするのか、しないのかということの決定が行われるということでございます。

なお、自ら評価を行わないという決定があった場合でも、これまでの企画専門調査会でも候補として挙げられたものの中には、最終的なとりまとめとして情報発信をするということで、ホームページ等で広くまとめた情報については発信していくという対応を行っているものもございますので、そういう整理もあるかと思っております。

いずれにしましても、最終的な御議論の結果については、親委員会の方で判断がなされるということでございますので、まずこの調査会において準備段階の御議論をいただくということで、本日お願いしたいということでございます。

吉川座長 ありがとうございます。

前回、各委員の意見を伺ったんですけれども、人に対してのリスクがあると考えられるなら、難しくても努力してやるべきだという考えと、アメリカ・カナダのリスク評価をやってきてからは、本当にできるのかという不安と両方の意見が出て、とりあえずそういう現状なんだということをお親委員会の方に伝えた結果として、とりあえず準備段階として情報収集を事務局としてどれだけのものを集められるか。最初の段階としてかなり、資料1-1～資料1-10まで、現状で集められる資料を集めていただいて、現状把握の助けになればということです。

それから、自ら評価をするとしても、どういう進め方をするか、あるいはどういう項目を検討対象としてユニバーサルに評価するのかという辺りについて、議論を進めてほしいというのが、親委員会のプリオン専門調査会の前回の報告に対する回答であったというふうに思いますけれども、もう一回意見を聞きたいんですけれども、準備段階としてという前提付きで何がわかっている、もしそういうものに対して、何が付け加わる情報として必要なのか。あるいは、前回のカナダ・アメリカのときもそうですけれども、どういう検討項目をどういうふうに進めていくかという審議を通じて、徐々に体制を固めていったんですけれども、今回も同じようなスタイルで取り組むか、取り組まないか、そろそろ態度を明確にしなければならないと思いますけれども、どうでしょうか。

それとも、とりあえず事務局に今日出していただいた資料の説明を受けてから考えるというのも1つの戦略かとも思います。

どうですか。どなたか御意見ございます。

どうぞ。

水澤専門委員 この資料によりますと、親委員会の方から議論を進めるようにという指示があり、その進め方を議論しているのでしょうか。

吉川座長 そうです。親委員会からは、前回のプリオン専門調査会の意見を受けて、やれというわけではないですけれども、その準備段階として議論を進めてくれないかという、とりあえずどの程度現状として情報収集ができていくかということ、事務局としては集めた資料がここにあるので、とりあえず資料概要の説明だけでも受けていいですか。

それでは、事務局の方で集められた情報について、概要の説明をしていただけますか。

梅田課長補佐 それでは、時間もございませんので、簡単に御紹介をさせていただきます。資料1-1でございますけれども、前回の御議論で各国のリスク管理の現状についてどうなっているのかという御議論があったかと思っておりますので、そういう意味では予備知識として各国の管理状況の現状についてまとめた資料でございます。

資料1-1の下に書いてございますけれども、日本が牛肉を輸入している国のうち、E F S AのG B R評価が行われた国(中国を除く14か国)について、G B R報告書の概要ページを載せてございまして、その仮訳を併せて載せたということになっております。

「牛肉の輸入先国におけるリスク管理の状況等について」、1枚めくっていただきますと見開きになってございますけれども、上が原文、G B Rのレポートの該当する一覧表でございます。これの仮訳が下に載せてございます。その中に、生体牛の輸入、肉骨粉の輸入、給餌の規制の状況、レンダリング、S R M除去の状況、サーベイランスの体制、これらについてリスク管理の現状ということで見ていただければということで用意させていただいた資料でございます。

資料1-2でございますけれども「リスク評価の考え方・評価項目について」ということで、今後自ら評価をするに当たっても、どういう方法でというお話がございましたけれども、まず我々プリオン専門調査会で御議論いただきました、国内対策の見直し、米国・カナダ産牛肉等の食品健康影響評価の例がございまして、その考え方、評価の項目についてかいつまんでここに整理したものであります。

これは、もう改めて逐次御説明する必要はないかと思っておりますけれども、ざっとめくっていただきますと、国内対策のときに評価書にも書いてございしますが、食肉へのB S Eプリ

オンの汚染ルートということで、こういうモデルを書いて議論を始めていったということ  
でございます。

同じく国内対策の際に、リスク評価のモデルとして、定性的なリスク評価の考え方、生  
体牛について侵入リスク、飼料規制等について評価していったということ。また、それら  
らの汚染された生体牛が食肉処理される過程で、BSEのリスクがどう提言されるかとい  
うことにつきまして、そこに書いておりますSRM除去、汚染防止、スタンニング、ピッ  
シング等の防止策、それからBSE検査、トレーサビリティ、陽性牛の排除といった項  
目について見ていったわけです。そういうことを書いたモデル。

それらの項目について、どのように評価をしたかということでございますけれども、そ  
れが次のページで一覧表にまとめてございます。

国内対策の際に定性的な評価の考え方と合わせて、定量的な考え方についても試算を行  
ったということで、そのモデルが5ページ、その結果が次のページにまとめてございま  
す。

米国・カナダ産牛肉の評価につきましても、国内と同じようなモデルで評価をしてい  
たということで、7ページにその資料を載せております。

そのまとめとしまして、8ページでございますけれども、米国・カナダ・日本との比較  
ということで、このようにそれぞれの項目についてまとめたということでありませ  
す。

9ページ、特にサーベイランスデータによる検証ということも行ったわけでありませ  
けれども、その結果がこのような形で整理されてございます。

10ページ、食肉処理プロセスのリスク低減効果のまとめということで、最終的なそれ  
ぞれの項目についてのまとめをここに載せております。

11ページ以降につきまして、米国・カナダ産牛肉の評価に用いた飼料リストというこ  
とで、資料No.130まででございますけれども、21から始まっておりますが、20までの文献に  
ついては、これまでの経緯等を引用した文献でありますので、直接評価に関係してござ  
いませぬ。21～130までの文献については、評価書に引用された文献でございますので、そ  
ういった具体的な各項目について、どのような資料を元に評価をしていったかというこ  
とを、御参考までに整理したものでございます。

資料1-3と1-4がOIE関係の資料です。

資料1-3が、アニマル・ヘルス・コード2006年の一般的リスク分析、セクション1.3  
のリスク分析の項目について仮訳したものでございます。

資料1-4が、OIEのBSEコードについて、原文と仮訳を対象にして紹介したもので  
ございます。これが、OIEのリスク分析の一般原則、実際にコードがどのようになっ

ているかということ、御参考までにお付けした資料です。

資料 1 - 5 と 1 - 6 が G B R、1 - 5 が 2000 年 7 月に採択されました G B R に関する科学運営委員会の最終的な見解ということで、これは既にこれまでの議論の中でも資料として使ったものでございまして、これまで E U での考え方等についてこれを参考にしてきたということです。

2002 年 1 月の改訂版が、資料 1 - 6 になってございます。

資料 1 - 7 が、B S E リスク評価項目一覧ということで、日本でこれまで行った評価に関しまして、どういう項目を行ったかという項目。E F S A の G B R、O I E のステータス評価のそれぞれの項目について対比して整理したものでございます。注意書きのところに書いてございますが、大項目、中項目、小項目で、特に小項目の網かけの部分につきましては、米国・カナダの評価書の項目に沿って整理してございます。

したがって、例えば中項目の侵入リスクの右側のコラムを見ていただきますと、上から 4 つについては米国・カナダの評価書の見出し、その項目に沿って整理をさせていただいたもので、白抜きになっております下 4 つの項目については、O I E で掲げられております評価項目を整理したものであるというふうに御理解いただければと思います。

若干個々に注意書き等が書いてございまして、説明すればいいんですが、時間の関係もございまして、後ほど見ていただくなり御質疑があったときにはお答えさせていただきますと思います。

1 点、資料 1 - 7 の中でサーベイランスによる検証が中項目の真ん中辺りにありますけれども、その中の小項目の「判定のための専門家会議」の O I E のところで が立ってございますけれども、どういう整理をするかによっても異なるんですが、O I E のステータスを評価するに当たってのサーベイランスという項目については、特に最終的なリスクを評価するに当たって、サーベイランスをやっているか、やっていないかということについて評価すべき項目がございましてけれども、日本とか米国・カナダで評価を行いましたような、個々に詳しく見ていったものではございませんので、一番上にそういう意味でサーベイランスの O I E のところに を付けている中に、そういう意味では含めるべきかと思っておりますので、ここの「判定のための専門家会議」のところに O I E が となっておりましてけれども、その は削除していただければと思います。その修正を 1 点お願いしたいと思います。

資料 1 - 8、資料 1 - 9 につきましては、G B R 評価におけるレポートでございまして、資料 1 - 8 がメキシコ、資料 1 - 9 がチリに関するレポートになってございます。それぞ

れの国について、具体的にG B Rがどのような評価を行ったかということがこれでおわかりになるかと思いますので、参考にお付けさせていただいております。

前半部が日本語仮訳、後半部が原文という構成になってございます。

資料紹介でもございましたけれども、資料1 - 10が中国における牛海綿状脳症のリスク分析及び評価ということで、ホームページ上に出ていますレポートがございますが、それを仮訳したものをお付けさせていただいております。これは、著作権の関係から資料とすることについての許諾をいただいておりますので、委員限りということでございます。これが、1つの中国における分析のレポートになりますので、御参考になるのではないかとということで配付させていただいた次第です。

資料1 - 11につきましては、先ほど御説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。

結構それなりのデータがあるやには思います。アメリカ・カナダ、国内も含めてやってきたことを見ると、それはそれで結構大変なことをやってきたという気もしますけれども、とりあえず今の資料に関して何か御質問ありますか。

基本的には、国際獣疫事務局、O I Eと呼んでおりますけれども、国際的な基準を決める機関で、当然B S Eも対象にして、国際的なスタンダードというものをどういうクライテリアで、どういうふうにするかということを経合で話し合っているわけですが、もう片方でE F S AというE Uの委員会から科学運営委員会に変わっていきましても、そこで各国がB S Eの過去の汚染を含めて、どのぐらいの危険を負っているかという、G B Rと称されておりますけれども、導入のリスクとそれに対して国内の規制を含めた増幅、あるいは主にどういう飼料規制体制を取れたか、取れなかったか、あるいは危険部位の処理をどういうふうに行っているかという因子を分析して、各国に対してどのぐらいのリスクを負っているかという1 - 4までの評価をしていて、日本が輸入している国々についても、ある程度のリスク評価というものが行われているという現状のデータです。

実際の輸入製品の場合には、既にアメリカ・カナダでやったようにステータスの評価を含めて、その上での製品過程におけるリスク低減措置というものが、どのぐらい有効になっているか、なっていないかというような項目についても考えなければいけないということで進めてきたわけですが、今の資料の質問、あるいは今後の進め方について御意見があれば伺いたいと思います。どなたか御意見ございますか。

時間は 30 分ほど延びてしまいましたけれども、どうでしょうか。とりあえず、親委員会からは現状の把握と進め方について、少し突っ込んで検討を準備段階ということで進めてはどうかというサジェスションがあったんですけれども、特に意見がなければ、難しいかもしれないけれども、少し資料の分析、あるいは進め方について、どういう項目を、どういうふうに処理していくか、そういう項目の検討を始めれば、実質上は準備段階とは言えリスク評価を進めていくということに一步踏み出すことになるんですけれども、やる限りはやるだけの覚悟をしておかなければならないという部分もあって、再度各委員に決意を伺いたいと思いますけれども、どうでしょうか。

どうぞ。

水澤専門委員 やる方向でいいのではないのでしょうか。私はそういうふうに思います。

吉川座長 ほかの委員、どうでしょうか。どうぞ。

永田専門委員 やはり気になることなんですけれども、例えば今、GBRのレベルで評価されているのが、どの侵入リスクもリスク管理システムが極めて不安定または非常に不安定なことから、感染は循環され得るといような、1つの結論があるんですけれども、それを更にもっと違う結論が出るかもしれないからやってみる。また、その結論によっては次の管理なり目的があってやるのだろうか、ちょっとそこが不安というか、わかりにくいです。

吉川座長 EFSAはEFSAのデータとして、後ろにかなり細かい分析方法があって、それぞれBSEが発生した国から、どのぐらいの生体牛、あるいは肉骨粉を含めて、どの時期に輸入したかによって、それなりの重み付けがあって、同時にその国がその時期にどういう対応を取ってきたかという評価を加えた上で、GBRの1～4というんですけれども、3というのはすごい汚染しているという意味ではなくて、GBRの分析結果としてはいいと出る可能性が結構高いですよという分析なんです。

実際の貿易手段として製品を見るとときには、いいと出るか出ないかではなくて、有病率を含めてどのぐらいの汚染があるので、それに対して各国それなりの対策を取ってきたものをどういうふうに評価するか。そういうものの積算として、現状にどのぐらいのリスクがあって、それを製品加工の過程でリスク変えする場合もあるし、しないでそのままというケースもあるわけなんですけれども、それを上乘せした上で入ってきているものにどのぐらいのリスクがあるのかということを総合的に評価していかなければならない。

GBRは、あくまでその国にBSEが発生するかしないかということ、その時点で評価する方式になっていて、実際取られた措置が、有病率をどのぐらいに下げること貢献



したのかという評価ではないんです。

永田専門委員 例えば、前年度はアメリカと日本でリスクが同等かどうかということに  
関与していないので、細かいことがわからないのかもしれませんが、ここで新た  
に行うことによって、更に追加の情報ということを、この委員会に出すということですか。  
追加の情報というか、追加の結論というか。今までほかの機関がやっている以上のもの  
をもっと詳しく集めて、それでもう一個何か新しい情報なりを見つけるということでしょう  
か。それとも、情報がいるんなどころにあるので、まとめてそれを見てもいいという  
ことなのか。

吉川座長 まとめて見てみましょうというのが1つと、同時にそういう意味で我々が  
一番頼りにしているGBRというのが、その国のBSEの汚染レベル、出るか出ないかとい  
うステータス評価であって、実際現実に今、来ているものに対してどのぐらいのリスクが  
あるかという評価のシステムではないんです。

ですから、国内の場合にも、アメリカ・カナダについても、前半分に関して、その国が  
どのぐらいの背景のリスクを持っているかということに関して、GBRというのは非常に  
分析能力に優れたシステムなので、かなり利用させてもらうことが多いんですけれど、  
後半部の実際日本に来ているものに対して、どのぐらいの危害、リスクがあるんだろうか  
というのは、ある意味では自分たちでやらざるを得ない部分があって、そのための情報と  
分析法というものを、試行錯誤的にこの委員会でやってきた。それが、生体牛のリスクと  
と畜場以下の製品のリスクという2つのリスク組み合わせで考えようというシステムにな  
ってきていて、GBRではそういう意味では前半分の生体牛のリスクのうちの、その国が  
持っているBSEステータスという部分に特化した評価という方向になるかと思います。

だから、ある意味では自分たちで情報を集めなければならない部分もあるし、自分たちで  
評価を進めて行かなければならないというところがあるので、前にやった人たちはかなり  
ヘジテートしているものがあるというのが実情です。

永田専門委員 前にやっていないけれども、非常にヘジテートしている方なんですけれ  
ども、この資料1-7を見ると、例えば日米のリスクを評価するときに、生体牛で侵入リ  
スクなど、また牛肉及び牛の内臓とか飼料と項目が出てきて、またサーベイランスの項目  
もあって評価が進んでいたと思うんですけれども、そういったものが今、アイテム化され  
ていて、ここにはないものを取ってくるということを始めるとのことですか。

吉川座長 従来と同じような評価方法を、これらの国について進めるとすれば、同じよ  
うな情報を集める格好になるし、そういう情報がもし集まらなかったときどうするかとい

うことも、そういう意味ではその準備段階として議論したいというのはそういう意味であって、アメリカ・カナダの場合は時間はかかりましたけれども、かなりいろいろな情報を管理側を含めてくれて、それを含めた議論を進めていくことができたんですけれども、これから対象としようとする国について、アメリカ・カナダレベルの情報が集まるかどうかというのは、やや不安な部分は正直言ってあります。

梅田課長補佐 1点、今の情報の収集の方法についてのお話だと思うんですけれども、1つはOIEなりGBRで評価のレポートとして出ているということがございますけれども、それらの評価を導くための資料の収集については、これは国同士、相手のあることですから、各項目について調査票なりを国に送付しまして、それに対して回答いただくということで、その解釈についてもドラフトなりをつくった上で、また相手方に示して、そのデータの解釈に誤りがないかどうかということを経た上で、こういったEFS Aのレポートが出ているということでございまして、これを我々が議論していく中でどこまで参考にするかということの考え方も議論があると思いますけれども、その情報を信頼した上で、それを引用するというようなことになるのか。

あるいは改めてデータについては、やはり日本が行う場合には、またリスク評価をこの国に対してやるというふうに決定すれば、また改めてその調査票なりを送った上で、相手方からの回答を得た上で情報を整理していくことになるかと思っております。

吉川座長 やるとすれば、事務局側とすればそういった手段でできる限りこのカラムを埋める努力をするということですね。その上で、総合的な評価を進めていくかどうかということなんですけれども、佐多専門委員、前回から経験されていると思うんですけれども、どうですか。

佐多専門委員 難しいのは大変予想はつくんですけれども、資料が若干古いのしかないので、状況が大分変わってきておりますので、もう少し新しい情報を集めていただいて、それからでよろしいんじゃないですか。集められますね。

梅田課長補佐 準備の段階で、どこまで集めるかということだと思うんですけれども、これまで評価されたレポートが、今回お示ししたものとかが、独自にホームページなどで出ているものを集めることは可能かと思いますが、ただ先ほど申し上げたとおり、評価を実際やるに当たっては、改めて調査をしていかなければいけないということですので、そういう意味においては準備段階でどこまで評価できる可能性があるか。それぞれの国がどういう管理をしているのかどうかということについて把握するという意味においては、現状でできる範囲では更に努力はしたいと思いますが、それはあくまでも参考の資料になると

思います。

吉川座長 そうですね。そうしたら、とりあえず難しいことは重々承知で、事務局としても情報収集、今ある情報は現状としてここにもらいましたから、これをもう一回各委員検討して中身は精査してもらうということと同時に、従来国内見直しについても、あるいは後の日米についても、それなりに評価のためのプロセスを踏んできたわけですけれども、もし独自評価をするとして、どういう戦略でいくか、あるいは不安要素を含めて、どういう項目をどういうふうに取り上げていくかという辺りから検討を進めていきたいと思えますけれども、いいでしょうか。

水澤専門委員 私は賛成です。

吉川座長 今日、御欠席の委員もいらっしゃいますから、どうぞ。

毛利専門委員 やはり肉の安全性、畜産物の安全性という観点から、どこかが何らかの評価をしないとだめだという現状だと思うんです。それについては、やはりこの委員会というのは、それだけの責任を負っているだろうと思いますので、評価を行うことを前提として、いろんな資料集めなり何なりを、評価方法も含めてやっていくということについては賛成です。

その結果として、情報が足りなくて評価できないということであれば、評価できないということが結論になるでしょう。

吉川座長 永田専門委員、いいですか。

永田専門委員 今のとおり評価ができないなら、できないという結論になるということがあると思えば結構です。

吉川座長 それでは、不手際で大分時間も延長してしまいましたけれども、一応ブリオン専門調査会としては、準備段階というスタンスではあるけれども、実際にどういう項目について、どういうふうに検討を進めていくか、どういう項目を情報として事務局の方に収集を依頼するか。その辺について、次回から具体的に検討していきたいと思えます。

今日、1 - 1 ~ 1 - 10まで具体的な資料をいただいたと思うので、前回参加された専門委員も、今回参加される専門委員も、少し中身を見て振り返って、どういう項目をどういうふうに検討するかということについて考えてみていただきたいと思えます。

時間が別に迫っているわけではないですけれども、なるべく有効に進めていきたいと思うので、意見があれば随時事務局の方に自分の御意見を伝えておいていただきたいと思えます。

それでは、今日は基本的にそういう取組みをするというところまでで、少し時間がオー

バーしてしまったので、その後の検討は次回からしていきたいと思います。

それでは、事務局の方から、ほかに何かございますか。

梅田課長補佐 特にございません。

吉川座長 それでは、今日は45分も延長してしまって申し訳ありません。プリオン専門調査会を閉会したいと思います。

どうも御苦勞様でした。